

和解合意できない回答に終始!

5/31 北海道労働委員会で第2回調査

平成22年道委不第5号「ベルコほか3者不当労働行為」事件

5月31日13時30分より北海道労働委員会は今回組合が申し立てした「ベルコほか3者不当労働行為事件」(以下、「当事件」といいます)の第2回調査を開催しました。被申立人4社からは代理人、補佐人等が参加し、組合からは進藤委員長他3名が参加しました。

前回調査では審査委員が労使双方に対して、団体交渉開催を強く勧めましたが、会社側は団体交渉の日程調整ができないとし、その理由を31日の調査で説明するとしていましたが内容は単に忙しいだけとのことでした。今回調査は和解前提の開催であることから、組合は譲歩幅の拡大を覚悟して臨みましたが、会社の提示内容は悪意が透けて見える内容でした。組合は、会社に対して組合案では和解不能と返答するようその場で求めましたが、その回答は次回調査に持ち越すとされました。次回調査は7月3日(土)10時00分より同意員会内で開催されます。

【会社の希望する和解条件】

1. 両名ともに退職して欲しい。
事務職・整備・運転職に空きがありません
2. 組合名から「ベルコ」を外して欲しい。
トニカク困ります。

【組合の提示した和解条件】

1. 1名の職場確保は認めること。
2. 退職条件は要協議。早期解決。

和解拒否は組合拒否! 解雇の不合理性の追及へ!

ベルコ他3者が和解を拒否している理由が明確に伝わってきません。ただ、はっきりしているのはベルコ本体の意思が強く働いていること、組合の意向は一切取り入れたくないこと、です。ベルコは元(株)すずらん社長の前田支社長をベルコとは関係ない業務委託者であるとし業務委託者が勝手に会社を解散し2名を解雇したとしています。

だから、2名の解雇とベルコ本体は無関係なのだとことです。会社解散や解雇に全く関与なしとし責任もないとしながら、和解案で自分勝手な案を提案するのは「人」様の道を踏み外す行為です。組合は解雇の不合理性についてあらゆる場を設定して追及していきます。札幌地方裁判所、北海道経済部、北海道財務局、経済産業省など等、議員・官吏総動員体制を取って取り組みます。